

## 北九州市空き家リノベーション促進事業事前申込書同意事項

### 1. 北九州市空き家リノベーション促進事業補助金の交付

北九州市空き家リノベーション促進事業（以下「本事業」という。）は、「北九州市空き家リノベーション促進事業補助金交付要綱（以下「本要綱」という。）」に規定する要件を満たす改修工事（以下「補助対象工事」という。）に対し、その費用の一部を補助するものです。

補助金を受けるためには、市の受付窓口に対し、下記の期日までに、事前申込を行うとともに、所定の交付申請書兼実績報告書を提出しなければいけません。

市は、提出された申請書類等により要件を満たすことを確認した場合、補助金の交付決定や額の確定の通知を行います。

これを受けて、所定の請求書により市に補助金の請求を行うことにより補助金が交付されます。

- |                |               |   |
|----------------|---------------|---|
| 【事前申込の期日】      | （空き家取得後リノベ型）  | 工事着手の日まで  |
|                | （リノベ済み空き家購入型） | 空き家の取得日から12ヶ月以内                                       |
| 【交付申請兼実績報告の期日】 | （空き家取得後リノベ型）  | 工事完了の日から起算して20日以内又は当該年度2月10日までのいずれか早い日まで              |
|                | （リノベ済み空き家購入型） | 事前申込受付日若しくは住宅購入費用を支払った日から20日以内又は当該年度2月10日までのいずれか早い日まで |

### 2. 事務代行の手続き

申請者は、補助金の事前申込及び交付申請兼実績報告等の手続きを第三者に代行させることができます。

申請者は、手続きを代行させた場合であっても、当該申請に係る手続きが円滑に完了するよう協力しなければなりません。また、事務代行者が行う申請手続きについて、異議申し立てを行うことはできません。

### 3. 申請情報の変更、取り下げ

申請者又は事務代行者は、申請書類等の提出から補助金の交付を受けるまでの間、以下の①～③の場合には、速やかに市の受付窓口へ連絡し、その指示に従わなければなりません。

- ① 申請を取り下げる場合
- ② 対象工事に係る契約を解除した場合
- ③ 当該申請者の住所等の申請情報

または補助対象工事の仕様その他申請書類等の記載事項に変更が生じた場合

### 4. 資格確認のために必要な官公庁への照会

市は、申請者や施工業者について、暴力団関係者でないことなど補助金交付にかかる資格確認のため、必要な官公庁への照会を行います。

### 5. 市が行う調査等

市は、本事業の適正な実施を図るため、申請者等に対して、電話等による問合せや追加書類の提出、対象住宅への立ち入りを含めた現地確認の調査について協力を依頼する場合があります。

申請者等はこれらの調査等に協力しなければなりません。

### 6. 補助金の交付決定の取り消し及び補助金返還

市は、申請者や施工業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができます。また、交付決定を取り消した場合で既に補助金を交付しているときには、補助金の返還をしなければなりません。

- ① 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき
- ② 補助金を補助対象工事以外の用途に使用したとき
- ③ 補助金の交付対象者に該当しないことが判明したとき
- ④ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき
- ⑤ その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

### 7. 当事業の情報発信への協力

市は、本事業の利用促進のため、利活用事例として、申請者から提出された工事写真等や事務代行を行った工事施工者の情報について、市のパンフレットやホームページなどの広報資料に活用し、情報発信を行います。なお、情報発信への協力は任意です。